

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

令和2年12月1日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和2年12月8日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 豊 嶋 直 美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

37,857人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

336,606人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	177,866人
長岡市	75,354人

三条市	27,343人
柏崎市	23,445人
新発田市	27,372人
小千谷市	9,911人
加茂市	7,710人
十日町市	14,783人
見附市	11,383人
村上市	17,037人
燕市	22,413人
糸魚川市	12,021人
妙高市	9,022人
五泉市	14,148人
上越市	53,472人
阿賀野市	11,879人
佐渡市	15,544人
魚沼市	10,167人
南魚沼市	15,509人
胎内市	8,218人
聖籠町	3,821人
弥彦村	2,255人
田上町	3,361人
阿賀町	3,165人
出雲崎町	1,268人
湯沢町	2,331人
津南町	2,693人
刈羽村	1,260人
関川村	1,578人
栗島浦村	99人